

チリ

産業財産規則

産業財産権に関する法律 No. 19, 039 に基づく規則

2005 年 12 月 1 日施行

目次

第 I 編 一般規定

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 II 編 出願及び裏付け資料

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 III 編 権利取得の共通手続

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 IV 編 商標

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条

第 V 編 発明

第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条

第 VI 編 実用新案

第 52 条

第 VII 編 意匠

第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条

第 VIII 編 出願の優先権

第 58 条
第 59 条
第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 IX 編 工業所有権から生じる権利及び義務

第 63 条

第 X 編 譲渡及び注記

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 XI 編 局が備えるべき帳簿及び登録簿

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 XII 編 強制ライセンス

第 70 条

第 XIII 編 集積回路の回路配置

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 XIV 編 地理的表示及び原産地名称

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 XV 編 専門家及び専門家報告書

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 XVI 編 最終規定

第 90 条

第 I 編 一般規定

第 1 条

本規則は、商標、特許、実用新案、工業意匠(以下「意匠」という)、集積回路の回路配置、地理的表示及び原産地名称に関する工業所有権の付与及び保護を規定する。

第 2 条

本規則の適用上、次の定義を適用する。

「願書」: 出願人及び請求される権利に関する基本的情報を含む、工業所有権局作成の紙面又は電子様式

「クレーム」: 最終分析において特許又は実用新案により保護されることとなるものの組織的記述及び範囲の確定であり、次の通り構成される。

— 番号

— 前文

— 「特徴付けられた」という表現、及び

— 特徴の内容

「クレーム・シート」: 正規に構成され、発明の明細書において提示される明瞭かつ簡潔な説明の本体を含む書類であって、保護が求められている新規な特徴を個別的に扱うことを意図したもの

「局」: 経済・開発・復興省の工業所有権局

「従属クレーム」: 他のクレームの特徴を含み、かつ、追加の詳細又は代替手段を特定するもの

「明細書」: 出願人が自己の発明、実用新案、意匠、集積回路の回路配置に関する明瞭かつ詳細な情報を、前記権利に関する先行技術に加えて提供するための書類

「専門家」: 技術的報告書を作成する適格性を有する専門家

「独立クレーム」: 発明の内容及びその主たる特徴を明示するもの。クレームは、出願の主題を単一の独立クレームで十分にカバーできない場合は、発明の単一性を維持しつつ、同一又は異なる範疇からの複数の独立クレームを含むことができる。

「意匠分類」: 1968年10月8日に締結されたロカルノ協定及びその後の修正に基づいて定められている工業意匠の国際分類

「法」: 法律 No. 19, 039, すなわち「産業財産法」及びその後の修正

「多数従属クレーム」: 同一シートの低位の番号を付された複数のクレームに言及するもの

「強制ライセンス」: 管轄当局が付与する許可であって、第 51 条に定める理由に基づいて、権利の所有者の同意なしに又は反して第 3 者が発明を実施することを認めるもの

「特許発明分類」: 1971年3月24日に締結されたストラスブール協定及びその後の修正に基づき定められている国際特許分類

「先行技術」: チリにおいてなされる工業所有権に係る出願の出願日又は優先権主張日より前に、有形媒体による出版、販売等の商業活動、使用又はその他の方法を通して、チリ国内においてまったく知られていない場合であっても、世界の何れかの地において公衆の利用に供されている一切の知識

「優先権」: 出願人が、チリにおけるか外国におけるかを問わず、既に出願したことを理由に、

出願時に主張することができる最強の権利。優先権主張は、外国で出願した者に対し、同人がチリにおいても出願できることを保証する権利である。

「ロイヤルティ」: ライセンシーが、工業所有権の所有者に対して、使用を許諾されたライセンスについて支払わなければならない定期的補償、報酬又は料金

「技術的均等物」: 発明においてクレームされているものと同様の機能を同様の態様で発揮し、かつ、当該クレームにおいて指摘されているものと同様の効果及び結果をもたらす要素又は手段

「権利証書」: 本規則に含まれる規定に従って局が発行する書類であって、工業所有権の付与を証明するもの

「商標分類」: 1957年6月15日に締結されたニース協定及びその後の修正に基づき定められている商品及びサービスの国際分類

「実用新案分類」: 1971年3月24日に締結されたストラスブール協定及びその後の修正に基づき定められている実用新案の分類

第3条

工業所有権を求める権限は、職務発明並びに地理的表示及び原産地名称に適用される特別規則を害することなく、その真の創作者若しくは発明者又はその者の相続人若しくは譲受人に属する。

工業所有権は、法に従って、登録を条件とするものであり、出願人が受ける権原を有する権利及び法に定めるその他の権利を害することなく、登録を以て完全に効力を生じる。

第 II 編 出願及び裏付け資料

第 4 条

工業所有権の登録出願はすべて、印刷様式又は局のウェブサイトを通じて、経済・開発・復興省の工業所有権局へ提出しなければならない。

登録出願は、関係当事者が直接に、又はこの目的で特別な資格を有する代理人若しくは代表者が、本規則に定める形態で行うことができる。

第 5 条

印刷様式はすべて、正副 2 通で、局の受領部門に提出する。各出願は、提出日を明瞭に記載しなければならない。

これらの出願書類は、受領順を厳守して押印され、対応する番号が割り振られる。当該番号は、全処理過程を通じて保持される。

電子送信された出願であって、午前零時零分 1 秒から午後 2 時零分零秒までの間に受領されたものは、電子受領の日をエントリー日とする。この場合、出願のエントリー番号は、受領時刻に応じて割り振られ、受領日の午前 9 時零分 1 秒から午後 2 時零分零秒までの間に印刷様式で電子的に受領された出願に割り振られた最後の番号を以て開始する。

電子送信された出願であって、午後 2 時零分 1 秒から午前零時零分零秒までの間に受領されたものは、電子受領の日をエントリー日とする。この場合、出願のエントリー番号は、受領時刻に応じて割り振られ、受領日の午前零時零分零秒から午後 2 時零分零秒までの間に電子的に受領された出願に割り振られた最後の番号を以て開始する。

局は、出願人に対し、電子出願の受領日及び対応する番号を通知する。

第 6 条

すべての出願は、法及び本規則が各々の場合に定めるその他の裏付け書類を伴わなければならない。

第 7 条

出願人は、同じ権利の付与又はチリにおいて保護が求められている同じ主題に関してなされた他の出願の番号、日付及び場所を、出願書類に表示しなければならない。局の請求により、法により要求される場合は、出願人はチリにおいて保護を求める権利に関して外国で出された報告書又は決定書を、適正にスペイン語に翻訳した上で、提出しなければならない。

第 8 条

日付及び対応する番号を表示して適正に押印された願書の写しが出願人に与えられる。電子出願の場合は、このことは、本規則第 5 条の規定に従って行われる。

第 9 条

商標の登録出願はすべて、次の事項を含まなければならない。

(a) 関係人の完全名称又は会社名、税識別番号及び宛先及びその者の代理人又は代表者がいる場合は、それらの者に関する同じ情報

(b) 商標の明瞭な明細。既知の外国語表現より成る標章は、スペイン語翻訳と共に提出しなければならない。

(c) 商標を付すべき商品及び／又はサービスの一覧及び保護を求める、国際分類の類。商業又は工業施設の場合は、商品及びそれらが属する類並びに商業施設を識別する上で商標登録を求める地域を特定することが必要である。

(d) 出願日及び出願人又はその代理人の署名

第 10 条

商標出願はすべて、次のものを伴わなければならない。

(a) ラベルの登録には、その紙面による図面 6 枚。その寸法は、少なくとも縦 5cm、横 5cm とし、長官の定める例外を除き、最大縦 20cm、横 20cm とする。

ラベルを電子的に提出する場合は、局のシステムに合致する仕様及び規格に従ってしなければならない。

前記の場合、ラベルの公告、登録、権利証書及び謄本は、電子システムにより作成されるプリントに従って行われるものとし、これはすべての目的で求められる標識であるとみなされる。

(b) 固有名詞の登録には、当該名称が出願人に属することを証明する書類又は本法第 20 条(c)にいう同意を含む書類を含めることが必要である。自然人又は法人に対応しない架空の名称について登録を求める場合は、その旨の誓約による陳述を添付しなければならない。

(c) 代理人又は代表者の場合は、法第 15 条に従って付与された委任状

(d) 出願の所有者が法人である場合は、代表者の法人格を明示する書類。ただし、代表者が(c)にいう者と同一人でないことを条件とする。

(e) 音響標章の場合は、局の対応するシステムに合致する仕様及び規格を使用した、図形表示及び録音を含めることが必要である。

(f) 手数料の納付証明書

第 11 条

特許又は実用新案の出願には、次のものを含めなければならない。

(a) 関係人の、又はその代理人若しくは代表者がいるときはその者の完全名称又は会社名、税識別番号及び宛先

(b) 発明者の完全名称、国籍及び宛先

(c) 発明の名称

(d) 外国でされた最初の出願がある場合はその場所及び日付

(e) 法第 44 条に従って、発明の新規性、所有権及び有用性についての正規の陳述

(f) 出願人及び／又はその代表者の署名

代理人又は代表者の場合は、出願には、法第 15 条に従って付与された委任状を添付しなければならない。

出願の所有者が法人である場合は、出願には、代表者の法人格を特定する書類を添付しなければならない。

出願人が発明者と同一人でない場合は、正当に認証された権利譲渡証書を含めなければならない。

更に出願人は、出願時に、手数料の納付証明及び発明特許が関係するか実用新案が関係するかにより、それぞれ第 43 条及び第 58 条にいう書類を含めなければならない。当該書類は、スペイン語により提出する。

第 12 条

意匠及び集積回路の回路配置の出願は、次のものを含まなければならない。

- (a) 関係人の完全名称又は会社名、税識別番号及び宛先並びに代理人又は代表者があるときは、それらの者についての同じ情報
- (b) 創作者の完全名称、国籍及び宛先
- (c) 名称
- (d) 該当する場合は、法第 44 条に定める条件の正式陳述
- (e) 出願人及び／又はその代表者の署名

代理人又は代表者の場合は、出願には、法第 15 条に従って付与された委任状も含めることが必要である。

出願の所有者が法人である場合は、出願には、代表者の法人格を特定する書類を含めることが必要である。

出願人が創作者と同一人でない場合は、正当に認証された権利譲渡証書を添付しなければならない。

更に出願人は、出願時に、手数料の納付証明書及び意匠が関係するか又は集積回路の回路配置が関係するかにより法第 64 条又は第 80 条にいう書類を含めなければならない。当該書類は、スペイン語により提出しなければならない。

第 13 条

地理的表示又は原産地名称の出願はすべて、次のものを含まなければならない。

- (a) 出願人の名称、宛先、該当する場合は税識別番号及び請求する表示又は名称に関する活動並びに代理人又は代表者がある場合は、それらの者の前記情報
- (b) 地理的表示又は原産地名称
- (c) 地理的表示又は原産地名称の母国の表示
- (d) 表示又は名称により識別される製品の生産、抽出、処理又は調製の地理的地域であって、国の地理的特性及び政治的、行政的区分の観点から範囲が定められたもの
- (e) 保護を求める表示又は名称により識別される製品の詳細な説明及び製品の本質的な特性又は品質
- (f) 出願人が当局者である場合は、その地位及び同人が任命された行政法令
- (g) 出願人及び／又はその代表者の署名。代理人又は代表者の場合は、出願には、法第 15 条に従って付与された委任状を添付しなければならない。

次の書類も添付しなければならない。

- (a) 有能な専門家が作成した技術的調査報告であって、製品の特性又は品質は基本的に又は専らその地理的出所に帰せられる旨の支持情報を提供するもの
- (b) 保護を求める表示又は名称の使用及び監督についての特定の規約草案
- (c) ユニバーサル横メルカトル座標を用いて描いた地図であって、保護を求める地理的表示又は原産地名称についての特定の地理的生産地域を示すもの

(d) 外国の地理的表示又は原産地名称の場合は、その存在及び出所を正当化する書類。ただし、それらが既に、チリが批准した国際条約により承認されている場合を除く。

(e) 出願人が法人である場合は、その代表者の法人格を明示する書類

(f) 手数料納付済みの証拠

すべての書類は、局の対応するシステムに合致する仕様及び規格に基づいて、デジタル形式で提出するものとする。

書類はスペイン語で提出しなければならない。

第14条

出願人は、法第4条にいう官報での公告の手配を自己の責任においてしなければならないが、その期限は、処理のための出願受理から、商標の場合は20日、特許、実用新案、意匠、集積回路の回路配置、地理的表示及び原産地名称の場合は60日である。

公告は、少なくとも次の事項を含むものとする。

商標の場合は、出願番号、出願人の完全名称又は会社名、保護を求める商標及び該当する場合はラベル並びに求める対象範囲の表示。

特許、実用新案、意匠、集積回路の回路配置の場合は、出願番号、出願人の完全名称又は会社名及び保護を求める権利の内容についての要約説明文。

地理的表示又は原産地名称の場合は、出願番号、出願人の完全名称又は会社名、地理的表示又は原産地名称の指定、識別されるべき製品の説明、ユニバーサル横メルカトル座標の表示を用いた適用範囲の地理的限定。

商標、地理的表示又は原産地名称の出願は、本条に定める期間内に要約が公告されない場合は、なかったものとみなされる。

同様に、特許、実用新案、意匠又は集積回路の回路配置の場合は、出願は、放棄され棚上げされたものとみなされる。

公告の誤りで本質的でないものは、職権で発令される決定により、又は当事者の1からの請求により訂正することができる。

本質的な公告の誤りの場合は、新たな公告が求められるが、その期限は当該公告を命じる決定の日から起算して10日である。

公告の過程で通常生じ得る色彩の差異又は形の些少なひずみは、公告の有効性に影響しない。

第 III 編 権利取得の共通手続

第 15 条

工業所有権の出願はすべて、スペイン語によりしなければならない。局は、権利の付与のための手続に関する願書、書類、処置及び裏付け資料につき、不服申立の段階があればそれも含めて、局による最終決定に至るまでのものを 1 のファイルにまとめる。

第 16 条

出願は、1 又は複数の者のためにすることができる。後者の場合は、共通の代理人又は代表者を任命しなければならない。

出願から生じる権利についての如何なる共有体も、普通法により規制される。ただし、共有体に関する合意書その他の文書がある場合は、いつでもそれらを添付することができ、それらは、ファイルに追加され、又は権利が既に付与されているときは、登録の欄外に記入される。

第 17 条

予備審査は、局によって行われ、局は、出願が法第 14 条、第 15 条、第 43 条、第 58 条、第 64 条及び第 80 条並びに場合により本規則第 11 条及び第 12 条に定める要件を満たしていることを確認する。

予備審査報告書は、出願の種類(特許、実用新案、意匠又は集積回路の回路配置)、予備技術分類及び出願に関する所見を示して作成される。更に、局の専門家は、公告用の要約であって、自己の見解によれば保護が求められる主題を最も良く表しているものを作成する。

予備審査は、特許、実用新案、意匠又は集積回路の回路配置に係る最も代表的な図面を指摘し、その図を本規則第 14 条にいう公告に含めることができるようにする。この目的で、該当する決定において、何れの図面が公告されるべきかを定め、それらがデジタル形式で利用できない場合は、局の対応するシステムに合致する仕様及び規格に基づいて、デジタル形式でアップロードするよう命じる。

第 18 条

出願人又は明示して委任されたその代表者は、手続の如何なる過程においても、出願の全部または一部を取り下げることができる。

第 19 条

工業所有権を付与する最終決定が下され、かつ、対応する手数料が納付されたことの証拠が提供されたとき、又は法第 18 条の 2A に定める恩恵を付与する最終決定が下されたときは、登録の準備がなされ、関連する権利証が付与される。この権利証は、関係する権利の種類に応じて、長官及び登録官が署名する。

第 20 条

2 以上の工業所有権出願の間で抵触が生じた場合は、最初に局に提出された出願が、長官の下で真の創作者を決定するために行われる適正な手続を害することなく、優先権を有する。

第 21 条

出願人が法に定める手数料の遅延納付を選択したい場合は、当該人は、この旨の書面による請求を関連する出願に添付し、自己が財政手段を欠いている旨の宣誓された陳述書及び社会福祉報告書及び所得証明書のような、これを実証するのに必要とされる書類を添えなければならない。

出願人が財政手段を欠いていることを証明できない場合は、局は、30 日以内に対応する手数料の納付を要求する決定を発令する。

本条に従って延期された如何なる手数料及び料金も、法第 18 条にいう権利の付与後 2 年以内に納付しなければならない。この期間の満了前に、出願人は、2 年の延長を請求することができる。前記の期間満了までに納付がされないときは、局は権利が失効したものと宣言する。法第 18 条の 2A に定める便宜が付与された場合は、出願は、永久に放棄されたか又は取り下げられたものとみなされ、同じ決定において、局は有効な根拠に基づき遅延金額のすべてを 30 日以内に納付するよう命じるものとする。この規定は、出願が法第 18 条に基づいて最終的に拒絶された場合は、適用されない。

第 22 条

何れかの工業所有権の登録を許容する決定は、毎日の告示への掲載を害することなく、書留郵便により通知するものとする。

書簡の内容は、コンピュータ出力によるカード又は書類とすることができ、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(a) 局が決定を発令した事実及びその日付

(b) 出願番号

(c) 出願人又はその代表者の名称及び宛先

(d) 出願人の地位を確認するのに使用できる e メールアドレス。この e メールアドレスにアクセスできないこと又はそのアドレスで関連情報がないことは、通知の効力に影響しない。書簡は、それが手で作成されるか又は自動的に作成されるかにより、出願書類若しくはファイルの表紙又は送付時におけるコンピュータ・データベースにおいて指示された宛先に送付される。宛先の変更の場合は、出願人の責任において、書面で局に通知し、関連するデータベース、表紙又は出願書類における宛先の訂正を請求しなければならない。

そのような場合は、通知は、書面が郵送された 3 日後にされたものとみなされる。

第 IV 編 商標

第 23 条

商標とは、図形的に表示することのできる標識であつて、取引において製品、サービス又は工業若しくは商業施設を識別するのに適したものをいう。同様に、販売促進又は広告スローガンを登録することもできるが、それらが、使用されるべき製品、サービス又は工業若しくは商業施設についての商標を伴い、又は当該商標に追加されたものであることを条件とする。文字又は数字から成る商標は、必然的に、それを識別的なものにする特徴的な図案を以て、図形的に表示されるものでなければならない。

広告スローガンを含む出願は、名称として行わなければならない、ラベルに含めてはならない。

第 24 条

商標出願がなされたときは、登録官は、それが登録の方式要件を満たしていることを確認し、対応する公告を命じる。

登録官は、この審査中に何らかの誤り又は脱漏を発見した場合は、関係人に通知し、その者が 30 日以内に必要な訂正又は説明をするようにしなければならない。出願人がそうしないときは、その者の優先日は失われる。定められた期間内に訂正がされない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。出願の放棄を宣言する決定は、一般規則に従って、長官への不服申立の対象とすることができる。訂正がされず、又は不服申立が受理されなかった場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。

異議申立の期限が経過したときは、長官は、出願の実体を分析し、職権によるその拒絶を正当化する理由があるか否かに注目する。

これらの所見は、異議申立がされている場合はそれと共に、30 日以内に出願人に伝えられる。この期限が経過したときは、所見が伝えられたか否かに拘わらず、長官は、商標を受理するか拒絶するか最終決定を下し、自発的なファイルが関係しているか紛争のファイルが関係しているかにより、証拠を受領し、又は宣告を審理するために当事者を召喚する。最終決定においては、出願は、異議申立又は長官の所見に含まれるもの以外の理由で拒絶することができない。

第 25 条

図形的商標は、ラベルであるか、混成であるかを問わず、登録を求める正確な色彩を付して紙の図面に複製しなければならない。

第 26 条

サービス商標に関しては、類を指定するだけでは十分でない。保護を求めるサービスの種類、位置づけ又は表題を明瞭かつ精確に指定することが必要である。

商業又は工業施設について登録された標章は、そこで販売され、製造される商品を保護するものではない。ただし、前記商品を保護する登録を受けている場合は、この限りでない。

第 27 条

製品、サービス及び工業施設を識別するための標章の登録は、チリ共和国全体で効力を有す

る。

商業施設を保護するための標章の登録は、当該施設が位置する地域についてのみ有効である。関係当事者が同一標章の所有権を他の地域に拡大することを望む場合は、当該人は、このことをその登録出願において記載し、各地域について対応する出願又は登録手数料を納付しなければならない。

第 28 条

長官は、法的又は規制的基準に規定される場合は、他の団体に報告書を委託することができる。更に長官は、そのような報告書を、それらの団体の所有する技術的知識に依り、問題事項のより良い理解に関連する情報とみなすときは、請求することができる。

第 29 条

登録された標章は、本規則に含まれる他の方式を害することなく、登録が受理されたときと同一の態様で使用されなければならない。図形的又は混成標章のサイズを縮小し又は拡大することは、他の法令要件が満たされている場合は、保護に影響を及ぼさない。

第 30 条

登録標章の所有者が法定期間内に更新の申請をしなかった場合は、当該標章は放棄されたものとみなされ、権利は失効したものとみなされる。

第 31 条

標章は、その所有者に対し、それが付与された態様で取引において使用し、かつ、登録の対象である製品、サービス、商業又は工業施設を識別する排他権及び排除権を付与する。

第 32 条

標章の更新申請は、有効期間の満了後 30 日以内にすることができる。

更新された登録は、更新申請の対象である標章の期間満了日から効力を有する。

登録官は、更新が求められている登録に含まれる請求不可能な要素に関して、登録官が必要とみなす訂正又は変更を要求するものとする。

第 V 編 発明

第 33 条

法第 35 条にいう進歩性を決定するためには、関連する技術分野に存在する知識水準を考慮しなければならない。

第 34 条

出願が印刷様式を使用してなされる場合は、それは、A4 サイズ(29.7cm x 21.0cm)又はオフィスサイズ(32.6cm x 21.6cm)で、耐久性があり、無光沢の白色紙で提出しなければならない。一旦サイズを選択したときは、処理の期間中は同じサイズを使用しなければならない。出願書類は、用紙の片面のみに黒の消せないインクでタイプするものとし、訂正、削除又は行間書込みがあってはならない。提出すべき書類は、上 3.0cm、左 3.0cm、下 3.0cm 及び右 2.0cm の余白がなければならない。

第 35 条

単位はメートル 10 進法及び温度は摂氏で表記する。ただし、別個の単位が表示される場合は、それと同等のメートル法及び摂氏度数表記を追加し、元の単位は角括弧に入れる。発明の明細書に付随する様式で使用される記号、専門用語又は単位は、関連する科学又は技術において一般的に認められているもののみを含まなければならない。出願書類全体で一貫して使用されなければならない。

第 36 条

すべての発明は、出願人が最初に決定した名称を有さなければならない。それは、明瞭かつ簡潔なものであり、当該技術の熟練者が解決される技術的問題及びその解決方法についてのアイデアを得ることができるようのものでなければならない。如何なる事情があっても、勝手に作り上げた言葉又は関係する技術若しくは専門分野で明確に確立した意味を持たない言葉は、容認されない。ただし、出願及び技術的背景が審査されたときは、専門家又は審査官は、長官に対し、本条第 1 段落に定める要件に一層合致する新たな発明の名称を提案することができる。

第 37 条

法第 42 条にいうような開示を行った旨を主張する出願人は、同条にいう開示の存在、内容及び日付を自己の特許出願書類に含めなければならない。

第 38 条

要約は、最大 1,600 語とし、発明の概要及び該当する技術分野又は産業分野の指定を含まなければならない。要約は、局が公衆の利用に供することができるような紙面として提出する。要約は、解決される技術的問題、その解決及び利用についての基本的理解を可能にするものとし、発明を表示する図を含むことができる。

第 39 条

発明の明細書は、別個の文書として提出するものとし、先行技術の説明、図面（あれば）の説明、発明の説明及び場合により実施例を含まなければならない。

当該分野における先行技術の説明は、発明についての適切な利用分野の提示を以て開始し、取り上げられる技術的問題に触れ、当該問題に対して見出された解決策に言及するものとする。解決策は、技術的な障害又は不利な点の分析と共に、（技術的観点から）できる限り実行可能であり、かつ、最新のものであることを証明しなければならない。

発明の明細書は、詳細かつ明瞭な説明より成るものとし、当該産業分野の専門家が「発明を再現する」ことができる程十分に完全なものでなければならない。

発明がウイルスを含む生体微生物学的材料又は当該材料を取得するための手順を含み、それにより、明細書において十分に発明を再現することができない場合は、局は、当該材料をその目的で国際的に承認された機関に委託するよう要求することができ、その場合は、当該機関及び登録番号への言及を含めなければならない。

発明の実施例は、少なくとも 1 の発明実施方法の詳細な説明から成るものとし、図面があればその助けを得て、発明を再現するのに使用できるような方法で、支持され明らかにされなければならない。

第 40 条

1 の出願は、1 の発明についてのみ言及することができる。それはまた、発明の単一性を保つ 1 群の発明、すなわち、共に取り上げたとき、単一の包括的発明概念を形成するような方法で関連するものにも言及することができる。

特許が発明の単一性の原理に反して付与されたという事実は、権利を無効とする根拠にはならない。ただし、この事情が指摘されたときは、所有者の請求により、長官は、満了までに残存する期間につき発明を分割する。特許の分割を命じる長官の決定は、書留郵便で所有者に通知され、その後新しい権利証が発行され、対応する記入が元の登録簿になされる。

単一の出願においては、技術問題に対する単一の基本的解決策を保護することのみが可能である。従って、文節の各々は、適切な関連付けにより、それらが発明の単一性を維持することを条件として、1 又は複数の独立クレームに収束させるものとする。

第 41 条

クレームは、保護の対象となる主題を定義しなければならず、明細書において立証されなければならない。クレームは、専ら、新たな結果に通じる特定の手段の説明から成る。クレームは、アラビア数字を前に置き、発明を適切に定義する上で必要なだけの数とする。

クレームの内容は、自己充足でなければならない。従って、絶対的に必要な場合を除き、明細書の一部に言及することはできず、そのような場合には、このことが発明に関する専門家の報告書中で明記されるものとする。ただし、クレームは、出願に付随する図面に記載された参照数字を含むことができる。

第 42 条

クレームを記載した紙面は、別個の文書として提出するものとし、後続のクレームで詳細に説明できる、発明の主題及びその主な特徴を示す最初の独立文節を含まなければならない。

クレームは、アラビア数字、前文、「特徴付けられた」という表現及び当該特徴付けの内容の順序で記載する。

「添付図面に従い」又は「添付明細書中の説明に従い」のような表現は、クレーム中では認容されない。

第 43 条

クレームの前文は、言及された分野における発明を明確にし、解決されたことを主張する技術的問題の解決策を指摘するものとする。文節のこの部分は、発明が先行技術と共有する要素を含み、従って新しい要素を含まない。

前文は、「特徴付けられた」という表現で繋がれた特徴付けの内容が次に来る。当該表現は、常に、文節の各々に置かれなければならない。また、前文を特徴付けから切り離して、それらの識別を可能にするように意図され、一見してその位置が分かるようにするために太字又は大文字で表示しなければならない。

特徴付けは、文節の中核であって、産業上の利用可能性、新規性及び進歩性の条件を満たす技術的段階により達成され、それにより特許付与の適格となる要素、組合せ又は 1 群の組合せを定義するものとする。これらの要素は、クレームの各々にあり、最初のもは、発明を再現するのに用いられ、従属クレームは前記要素を特定するのに用いられる。

第 44 条

工業所有権により保護された状態で最後に残る発明自体の定義は、専ら、局が受理したクレーム紙面の内容から成る。ただし、明細書及び図面は、クレームを解釈するのに使用される。各出願は、1 又は複数の独立クレームを含むものとするが、それらのクレームが同一の発明単位に対応し、適正に関係していることを条件とする。

クレーム・シートは、独立製品クレームであって、その製造のために特に設計された方法又は手順の独立クレーム及びその目的で特別に創出された装置又は手段を個別化するクレームと関係し得るものを含むものとする。

従属クレームは、同一範疇において、1 又は複数の先のクレームの特徴を含むものとして定義される。従属クレームは、それらが従属するクレームの番号に常に言及し、その後、それらが従属するクレームに対する境界を組み込んだ追加の特徴付けを記載する。従属クレームは、望ましくはグループ化し、その後、それらが従属するクレームを記載する。

多数従属クレームは、新たな従属クレームの基礎として使用することができる。

第 45 条

出願人又はその目的で特別に指名された出願人の代理人は、出願に含まれる 1 又は複数のクレームを放棄し、又は局が指示する方法でそれらを変更することができる。

第 46 条

「図面」とは、スケッチ、フローチャート及び図式をいう。提出物は、これらの範疇の何れかを含むことができ、その場合、図面は黒色の技術的又は通常のトレーシングにより描かなければならず、印を付すこと、線で範囲を定めること、又は何らかの種類のラベルを含めることはできない。

図面は、別個の部分として提出しなければならない。図面は、明瞭な状態で、詳細部分も明瞭に縮小が可能となるような大きさに提出しなければならない。図面は、1 又は複数の図を含むことができ、図には然るべく付番するものとする。

第 47 条

フローチャートは、入口、出口、混合、形成、酸化のような独立した語を、それらが当該技術において頻繁に使用されることを条件として、含むことができる。

図形は基準軸ごとに 2 種類の注釈を含まなければならない。すなわち、座標軸により示される物理的若しくは化学的なパラメーターの記号又は用語及びメートル法による単位記号であって、これらパラメーター及び単位については明細書において追加の詳細がなされる必要がある。図形の異なる部分を識別する必要がある場合は、これは明細書中に含まれる参照番号によって指定されるものとする。

第 48 条

図面は、本規則第 34 条第 1 段落及び第 2 段落の規定に従って、オフィスサイズ又は A4 サイズの紙面の片面のみに黒色でトレースすることにより作成しなければならない。

図面及び図は説明的な文言を含んではならず、それらの文言は明細書に組み込むものとする。図は、周囲を囲んではならず、その各種要素、部分及び断片間で適正な比率及び縮尺を保持しなければならない。

前記を害することなく、図面が電子様式で提出される場合は、局の対応するシステムに合致する要件及び規格に従うものとする。

第 49 条

出願人は、関連する専門家報告書が発行されるまでは、自己の出願を補正することができるが、ただし、このことが発明の範囲又は明細書に含まれる開示の拡大をもたらすものでないことを条件とする。補正後の優先権は、出願の優先権と同じとする。

同様に、出願人は、専門家報告書が発行されるまで、発明の範囲又は明細書の内容を拡大しないことを条件として、自己の出願を 2 以上の出願に分割することができる。

第 50 条

局は、手続中の何れの段階においても、自己の判断によれば特許出願が所与の技術的問題に対して 2 以上の解決策を提供しており、かつ、これらの解決策が互いに独立して立証できる場合は、当該特許出願を補正し又は分割する決定を下すことができる。

同様に、別々には実行できないか又は相互に依存している技術的解決策であって、同一の結果をもたらすものを提供する複数の出願を併合することができる。

いずれにしても、出願の分割は、場合により 1 又は複数の新たな出願を生じるが、それらは原出願の地域優先権を保持する。

第 51 条

特許は、出願日から起算して、更新不可能な 20 年の期間につき付与される。

第 VI 編 実用新案

第 52 条

特許に関するすべての規定は、関連する場合は、実用新案に適用される。
実用新案のすべての出願は、第 58 条に示す書類を伴わなければならない。

第 VII 編 意匠

第 53 条

意匠の出願は、法第 64 条に定める書類を伴わなければならない。
発明特許に関するすべての規定は、関連する場合は、意匠に適用される。

第 54 条

明細書は、前文、図面の説明及び該当する場合は外形の説明で構成する。
図面の説明においては、各図の番号は、外形に関係する詳細に入ることなく、その一般的意味及び提示された図の種類の種類と合致していなければならない。
意匠においては、前文は、関係する産業目的及び望ましい利用を示すものとする。
意匠の明細書においては、意匠の外形的特徴に関して、意匠を構成する要素の各々について、特定の構成単位の表現なしに、相対的比率又は寸法に言及して詳細な指摘を提供し、この明細書を読んだだけで対象のイメージを再構築できるようにしなければならない。

第 55 条

意匠の図面は、少なくとも上面図、立面図、側面図及び透視図を含まなければならない。意匠の複雑さに応じてその他の図が要求されることがある。
意匠の場合、保護が求められている図面の複製の 1 の面での表示があれば十分である。
写真は、補助手段として含めることができるが、図面に替えることはできない。図面中の図のすべては、番号を付し、写真複写により 2 通提出する。
局は、適切とみなす場合は、見本又はひな形の提出を要求することができる。

第 56 条

意匠は、互いに独立した登録を生じさせるものとする。

第 57 条

意匠の新規性を決定する目的では、標章、著作権又は実用新案のような他の知的所有権の一部を構成する図面、意匠又は図も、先行技術とみなされる。

第 VIII 編 出願の優先権

第 58 条

工業所有権のチリにおける優先日は、関連する出願が局になされた日である。

出願人が法第 42 条にいう開示の存在を主張する場合は、当該主張を示す書類及び公告の内容を添えて、出願と共にしなければならない。これらの書類には、出願時に入手できた関係書類を添付する。

第 59 条

外国でされた出願の優先権を主張する権利であって、チリにおいて申請されたものも、法及び本規則に定める規則に従うものとする。

第 60 条

外国でされた出願の優先権は、チリにおける出願時に主張するものとし、優先権を求める基礎となった出願の番号、日付及び出願がされた国についての特別な言及を行う。

また、優先権の元の国の管轄当局が交付した関連する優先権証明書を含めることも必要である。

この証明書は、関連する出願がチリにおいてされた日から起算して 90 日の期間内に、場合により適正なスペイン語翻訳文と共に提出しなければならない。この期間内に認証されなかった優先権は、ファイルにおいて考慮されない。

第 61 条

優先権は、法に基づく、又はチリが批准した優先権を許可する国際条約に定められた期間内にのみ主張することができる。

第 62 条

如何なる工業所有権も、優先権主張のための期間中であっても、第 3 者が法又は前記国際条約に従って主張するより強い権利を害することなく、法又はチリが署名した国際条約に従って設定することができる。

第 IX 編 工業所有権から生じる権利及び義務

第 63 条

工業所有権登録の所有者は、保護の対象物及び付与された権利を使用し、何れかの方法で販売し、譲渡し又は移転する排他的、排除的権利を享受する。

保護は、商標の場合は更新を害することなく、登録が満了する日の深夜まで、有効である。

第 X 編 譲渡及び注記

第 64 条

工業所有権の如何なる譲渡も，工業所有権又は第 3 者に付与されたライセンスに関する如何なる負担も，対応する証書により行われなければならない，それは登録の欄外に注記され，関連する手数料の受諾及び納付を条件として，注記の記入時から第 3 者を拘束する。

死亡時の権利の移転は，登録の欄外への記入により明示されるものとし，関連する手数料の受諾及び納付を条件として，その目的で，現実の占有を伴わなければならない。それがない場合は，前記移転は，第 3 者を拘束しない。

第 65 条

複数の類で登録された商標は，分割された登録の対象間に如何なる関係も存在しないことを条件として，前記類のすべて又は一部に関して移転することができる。原登録は分割され，対応する番号付けにより登録されるが，すべての目的で原登録の優先権及び先順位を保持する。

原登録において，分割及び分割された登録に割り振られた新規番号についての記録が保持される。

第 66 条

予防措置が命じられた場合は，関連する登録に注記がなされ，当該措置を命じた決定は，背景書類として保管される。

第 XI 編 局が備えるべき帳簿及び登録簿

第 67 条

局は、工業所有権の各種類について、法により承認された特別な登録簿を備えなければならない。登録簿には、少なくとも次の事項が記録される。

- (a) 保護された権利の各々について対応する番号
- (b) 所有者の完全名称若しくは会社名、宛先及び該当する場合は、税識別番号
- (c) 保護された権利の名称、権利証又は内容
- (d) 出願日及び権利付与日
- (e) 注記

第 68 条

各権利に関する有効性、登録、負担、移転又はその他の行為に関して局が発行する証明書は、関連する登録簿の内容に基づいて作成されるものとし、電子的手段によることもできる。特許、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置についての登録は、特許登録官の責任とし、標章並びに地理的表示及び原産地名称についての登録は標章登録官の責任とする。

第 69 条

局は、当該登録の 1 又は複数の写しであって、適正に更新されたものを、コンピュータ又は他のファイルにより保管することができ、それらは原登録の写しである。

登録は公衆の利用に供され、また、この種の書類に必要な然るべき配慮を以て閲覧することができる。

第 XII 編 強制ライセンス

第 70 条

強制ライセンスは、法第 51 条の 2D に従って取り消し、又は変更することができる。

第 XIII 編 集積回路の回路配置

第 71 条

特許に関するすべての規定は、該当する場合は、集積回路の回路配置に適用される。

第 72 条

集積回路の回路配置の出願はすべて、法第 80 条に定める書類を伴わなければならない。

見本又はひな形は、回路配置を特定し、かつ、図面、写真又はその両方で立体構造を明らかにするような方法で図形的に表示することを可能にしなければならない。写真は、プリント形態又は局のシステム及び要件に合致する仕様及び規格に従った電子形態により提出するものとする。

開示されるべき構造は、次のものに対応するものとする。

- (a) 製品製造の略図
- (b) 製品製造のマスク又はその一部
- (c) 製品の種々のレイヤー

これらのものには、出願人が製品を表示し、個別化するために必要とみなす補足的書類を添付することができる。

第 73 条

集積回路の回路配置の保護期間は、登録出願がなされた日又は世界の何れかの場所での最初の商業的实施の日から開始する。この目的で、専門家報告書は、善意でこの日からを示すか、又は他の日に代えて商業的实施の日とみなされる、外国での最も古い登録出願の日を示す何らかの書類を確認したか否かを明示して宣言するものとする。これらの日が適用されない場合は、保護期間は、出願人が法第 81 条に従って宣言した日から開始する。如何なる事情においても、出願日より遅い日から保護期間が開始することはない。

第 XIV 編 地理的表示及び原産地名称

第 74 条

該当する場合は、法第 I 編及び第 II 編並びに商標に関する規則の規定が、地理的表示及び原産地名称の審査手続、公告、登録及び無効に対して適用される。

商標に関するすべての規定は、関連する場合は、地理的表示及び原産地名称に対して適用される。

第 75 条

地理的表示及び原産地名称登録簿は、標章登録官により維持管理される。

第 76 条

法第 97 条 (f) にいう使用及び監督の規約草案は、地理的表示及び原産地名称を使用することになる商品の生産形態及び条件にのみ言及することができる。

第 77 条

地理的表示及び原産地名称登録簿は、法第 99 条に定める事項、各出願の番号、使用及び監督規約（登録に含める必要はない）の存在への言及を含むものとし、この場合、関係人がアクセスすることができる公共サイトを表示することが必要である。この要件は、前記情報が物理的又は電子的形態で利用可能でなければならないことから、遵守しなければならない。

第 78 条

外国の地理的表示又は原産地名称の場合は、元の国におけるその名称又は保護に拘わらず、それらが法第 92 条に定める定義に適合するよう明確に調整され、かつ、該当する場合は、法に定める他の要件を満たすことを条件として、チリにおいて登録することができる。

この場合、使用及び監督の規約は、元の国におけるものと同一で、適正に翻訳されたものとする。同等の書類が存在しない場合は、スペイン語による生産方法の詳細な説明があれば十分である。

第 XV 編 専門家及び専門家報告書

第 79 条

法及び規則により要求される専門家報告書は、長官によりその資格が既に入念に審査されている者が作成するものとする。

前段落にいう専門家は、局がこの目的で保持し、定期的に更新する特別な名簿中に、各種の権利出願の要件の性質に従って、適正に含まれていなければならない。局が保持する名簿への登録及びそこからの削除は、本条の最終段落に規定する場合を除き、長官の決定によりなされる。

専門家報告書はすべて、それらを発行した専門家の署名を要する一定の出願についてはその専門性を考慮して、局は、職権で又は当事者の請求により、技術的報告書を自然人又は法人に委託することもできる。後者の場合は、当該報告書は、法人の法的代表者及びその作成に関わった専門家により署名されなければならない。

第 80 条

法及び本規則に定める特別規則を害することなく、出願人は、すべての専門家報告書の費用を負担しなければならない。当該調査の手数料は、長官の決定により定期的に定められる。出願人は、法第 8 条に従って、出願を分析することになる専門家の任命前に当該手数料が納付されたことの証明を局に提供するために、60 日の期間を与えられる。

局により特別とされた場合、及び出願に含まれる主題の性質が高度に複雑である場合は、長官は、異なる知識分野の 2 以上の専門家により同時に調査が行われるよう決定することができる。この目的で、出願人は、局により定められた手数料を、出願を検討するために任命された各専門家に支払わなければならない。

法第 18 条の 2A に定める専門家報告書は、工業所有権局長官により割り振られ、長官は、専門家各人の専門性を考慮して、専門家の間で公正かつ均等な配布を確保しなければならない。

第 81 条

専門家による義務の受諾は、任命後 20 日以内になされるものとし、それに関する登録が行われる。前記期間内にそれがされない場合は、当該人が任命を拒絶したものと解され、長官は、他の何れかの者を任命する。任命されたものは、受諾又は拒絶までに同じ期間を与えられる。任命を受諾しない場合は、理由陳述書を提出しなければならない。

第 82 条

専門家の業務は、次の通りである。

- (a) 法第 32 条、第 56 条、第 62 条及び第 75 条に定める、権利の内容に関する要件を満たしているか否かの決定
- (b) 出願人が提出した書類の内容の技術的適切性についての評価
- (c) 出願が関係する技術分野における先行技術の確認
- (d) 専門家報告書の作成及び局への提出

第 83 条

専門家報告書は、審査される権利の性質に応じて、次の事項を含むものとする。

- (a) 先行技術調査
- (b) 新規性の分析
- (c) 進歩性の分析
- (d) 産業上の利用可能性の分析
- (e) 法及び本規則に定める他の要件の遵守についての技術的分析

第 84 条

類似の意匠に関する新規性を分析するために、専門家又は審査官は、法第 V 編に含まれる規定に加えて、次のものを考慮に入れる。

- (a) 外形。この場合、新規な形態は、それが果たすべく設計された機能と直接に関係するものであってはならない。
- (b) 装飾的要素に関して、他の類似の意匠又は工業製品との実際の差異。このような目的では、装飾的要素は、3次元形態として解釈される。
- (c) 類似の意匠又は工業製品に比して、装飾的要素が存在する範囲
- (d) 当該範囲内での装飾的要素の配分
- (e) 出願された意匠が類似の意匠と異なるものであるか否かを決定するために、外形的要素の全体

第 85 条

専門家又は審査官は、各権利に関して法に定める要件の存在を決定する上で、添付の裏付け資料が不十分であるとみなす場合は、局を通じて、出願人に対し、追加の裏付け資料を提出するよう要求するものとする。

第 86 条

専門家報告書が発行されたときは、出願人は、毎日の告示を通じて然るべく通知を受け、必要に応じてその写しを受け取る。

局は、適切とみなす場合は、自らの発意で、又は関係当事者の請求により、第 2 の技術所見を委託することができる。当該所見は、第 2 の専門家、関連する技術分野の専門家で構成される受託者又は長官が任命する内部審査官から取得するものとする。

第 87 条

局は、専門家審査において評価された構想を検証、分析し、かつ、所見が局の見解と一致しているか否かを確認するために、専門家報告書を吟味する。

専門家報告書は、長官による決定の裏付け資料とみなされる。

第 88 条

専門家又は審査官は、利用可能な国内又は国際的媒体を使用して、先行技術の調査を行う。この仕事を容易にするために、局は、チリの特許、外国の公報及び特許又はその他先行技術の評価のための資料及び背景資料より成るデータベースを維持するものとする。国内調査に

は、請求された主題について技術情報を提供して貰える研究センター、大学又は会社への専門家又は審査官による訪問も含めるものとする。

特別な場合は、局と外国特許庁又は国際機関との合意により、他の国からのデータに基づく調査を行うことができる。この調査が予備審査中、専門家審査中又は権利に係る処理の他の段階中に行われるべきか否かを決定することが必要となる場合がある。

この種の調査が専門家審査中に求められるときは、報告書を作成する期限は、法第7条に従って延長することができる。

第89条

長官は、特許、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置の出願の技術的審査を行うために名簿上に名称を掲載する専門家の一覧を作成する目的で、官報での公告により、一般からの提案を募るものとする。前記一覧は、長官の見解によれば、必要とされる様々な分野で前記審査を行う技術的適格性を有する者すべての名称を含むものとする。

この編に定める規則は、法第8条にいうものとは異なる専門家報告書には適用されない。

第 XVI 編 最終規定

第 90 条

法第 18 条に記載する権利に対応する納付命令は、紙面又は電子的に局が発令する。物理的か又は電子的か何れかの方法で納付の証拠を示すことが必要である。